



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*15 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則	(行政改革課)	1
○ 告示		
*391 職員の駐在に関する告示	(行政改革課)	15
○ 訓令		
*13 事務決裁規程の一部を改正する訓令	(行政改革課)	17
*14 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(")	22

規 則

和歌山県規則第15号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

(和歌山県行政組織規則の一部改正)

第1条 和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																											
(知事直轄の組織) 第5条 知事に直属して事務を処理させるため、知事の下に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。				(知事直轄の組織) 第5条 知事に直属して事務を処理させるため、知事の下に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。																											
<table border="1"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>広報課</td> <td>政策・報道班</td> <td>広報班</td> <td>県民情報班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				略				広報課	政策・報道班	広報班	県民情報班	略	略			<table border="1"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>広報課</td> <td>総務報道班</td> <td>広報班</td> <td>県民情報班</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				略				広報課	総務報道班	広報班	県民情報班	略	略		
略																															
広報課	政策・報道班	広報班	県民情報班																												
略	略																														
略																															
広報課	総務報道班	広報班	県民情報班																												
略	略																														
(局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。				(局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。																											
部	局	課	班	部	局	課	班																								
総務部	総務管理局	総務課	政策企画班 法務班 情報公開班	総務部	総務管理局	総務課	総務班 法務班 情報公開班																								
		略	略			行政改革課																									
						略	略																								

		財政課	調整班 企画班 予算第一班 予算 第二班		財政課	企画調整班 予算 第一班 予算第二 班	
		略			略		
	行政企 画局	行政企 画課					
		情報基 盤課	企画・システム班 ネットワーク班				
		行政管 理課	行政管理班				
	略		略		略		
企画部	企画政 策局	企画総 務課	政策企画班 計画 班 調査調整班 データ利活用推進 班		企画政 策局	企画総 務課	総務班 計画班 調査調整班 デー タ利活用推進班
	略		略		略		
		デジタ ル社会 推進課	D X戦略班 プロ ジェクト推進班		情報政 策課	行政情報化班 IC T利活用推進班 ネットワーク班 システム班	
	略		略		略		
環境生 活部	環境政 策局	環境生 活総務 課	政策企画班 環境 計画班		環境政 策局	環境生 活総務 課	総務企画班 環境 計画班
	略		略		略		
	略		略		略		
福祉保 健部	福祉保 健政策 局	福祉保 健総務 課	政策企画班 社会 福祉・援護班 保 護班		福祉保 健政策 局	福祉保 健総務 課	総務企画班 社会 福祉・援護班 保 護班
	略		略		略		
	健康局	医務課	医事調整班 医療 戦略推進班 地域 医療班 看護班 公立大学法人班		健康局	医務課	医事調整班 新型 コロナワクチン接 種支援班 医療戦 略推進班 地域医 療班 看護班 公 立大学法人班
	略		略		略		
商工観 光労働 部	商工労 働政策 局	商工観 光労働 総務課	総務班 政策企画 班 計量指導班		商工観 光労働 政策 局	商工観 光労働 総務課	総務班 政策班 計量指導班
		万博推 進課					
	略		略		略		
	略		略		略		
略	略		略		略		
県土整 備部	略		略		略		

都市住宅局	都市政策課	景観・公園班 管理調整班 まちづくり推進班 開発・計画班 お成り班
	略	
略	略	

(課の中に置く室等)

第7条 略

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

人事課	略	略
略		

3～5 略

(会計局)

第8条 略

2 会計局に次の表に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

課	班
会計課	政策企画班 審査第一班 審査第二班 決算班
略	略

(主管局・主管課の所掌事務)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、総務部総務管理局及び総務課においては総務部危機管理局及び同局各課に関する同項第2号及び第3号に掲げる事務を、企画部企画政策局及び企画総務課においては企画部地域振興局及び同局各課に関する同項第2号及び第3号に掲げる事務をそれぞれ所掌しない。

(政策審議課の任務及び所掌事務)

第12条 政策審議課は、重要政策の総合的検討及び調整を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 識見を有する者が意見の交換等を行う場の運営に関すること。
- (2) 部長会議に関すること。
- (3)・(4) 略

都市住宅局	都市政策課	景観・公園班 管理調整班 まちづくり推進班 開発・計画班
	略	
略	略	

(課の中に置く室等)

第7条 略

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

総務課	D X推進室	D X推進班
人事課	略	略
略		

3～5 略

(会計局)

第8条 略

2 会計局に次の表に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

課	班
会計課	総務企画班 審査第一班 審査第二班 決算班
略	略

(主管局・主管課の所掌事務)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、総務部総務管理局及び総務課においては、総務部危機管理局及び同局各課に関する前項第2号及び第3号に規定する事務は所掌しない。

(政策審議課の任務及び所掌事務)

第12条 政策審議課は、政策形成及び展開に資する情報の収集、分析及び調査を行い、県の施策の企画及び調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 重要政策の総合的検討、調整及び進行管理に関すること。
- (2) 重要政策に関する情報の収集、分析、調査及び研究に関すること。
- (3)・(4) 略
- (5) 知事会、関西広域連合その他広域連携に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 地方分権に関すること。
- (7) 部長会議に関すること。
- (8) プロジェクトチーム(平成17年3月28日付け人第353号で規定されたプロジェクトチーム設置基本要綱によるものをいう。)に関すること。
- (9) 県議会に関すること(一般質問等に関するものに限る。)

(5) 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)
第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

総務課は、和歌山県の管理運営に関する施策の総合調整及び情報公開制度の円滑な運用を任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7)～(11) 略

(12)・(13) 略

人事課 略

財政課

財政課は、健全な財政運営を維持しつつ、限られた財源を県民にとって必要な事業に効果的な配分を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 県議会に関すること。

(8) 略

税務課～管財課 略

行政企画課

行政企画課は、県の組織運営に関する企画及び総合調整並びに行政におけるデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成に関する施策（以下「行政DX」という。）の推進を行い、将来にわたり安定的に必要な行政サービスを提供できる組織の形成を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 組織運営の企画及び総合調整に関すること。

(2) 行政DXの推進に関すること。

(3) 行政DXの推進に係る市町村への支援に関すること。

(4) 行政事務の合理化及び能率向上に関すること。

(5) その他任務の達成に必要なこと。

情報基盤課

情報基盤課は、情報通信技術を活用した行政のネットワーク及びシステムの効率化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 情報システム全体最適化に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 情報セキュリティポリシーに関すること。

(3) 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関すること（情報処理に関するものに限る。）。

(4) 行政事務用端末その他のコンピュータシステムの運用管理及び企画調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 行政用情報通信ネットワーク基盤の整備、運用管理及び企画調整に関すること（他の課

(10) 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)
第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

総務課は、和歌山県の管理運営に関する施策の総合調整及び情報公開制度の円滑な運用を任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 県議会に関すること（政策審議課の所掌に属するものを除く。）。

(2)～(7) 略

(8) 和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の施行に関すること。

(9)～(13) 略

(14) デジタル行政の推進に関すること。

(15) 行政事務の合理化及び能率向上に関すること。

(16)・(17) 略

行政改革課

行政改革課は、行政組織の最適化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 行政組織に関すること。

(2) 定員管理に関すること。

(3) 出資法人の設立及び運営の監督指導に関すること。

(4) 新中期行財政経営プランに関すること。

(5) その他任務の達成に必要なこと。

人事課 略

財政課

財政課は、健全な財政運営を維持しつつ、限られた財源を県民にとって必要な事業に効果的な配分を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 略

税務課～管財課 略

の所掌に属するものを除く。)

- (6) 情報通信基盤の整備に関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

行政管理課

行政管理課は、行政組織の最適化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 行政組織に関すること。
- (2) 定員管理に関すること。
- (3) 出資法人の設立及び運営の監督指導に関すること。
- (4) 新中期行財政経営プランに関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

危機管理・消防課～災害対策課 略

第16条

職員厚生室においては、人事課の所掌事務のうち、前条人事課の項第9号から第14号までに掲げる事務を所掌する。

(企画部各課の任務及び所掌事務)

第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課

企画総務課は、県勢の発展のため、総合的な将来計画の策定、重要施策の企画、調査研究及び総合調整並びに関係機関と連絡調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 重要政策に関する情報の収集、分析、調査及び研究に関すること。
- (5) 特定複合観光施設に関すること。
- (6) 略
- (7) 知事会、関西広域連合その他広域連携に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。)

(8)～(15) 略

文化学術課～調査統計課 略

デジタル社会推進課

デジタル社会推進課は、産業及び地域におけるデジタル社会の形成に関する施策（以下「産業・地域DX」という。）を推進するとともに、情報通信技術の普及による県民生活の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 産業・地域DXの企画及び統括に関すること。
- (2) 産業・地域DXの推進に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 略
- (4)・(5) 略

(6) 略

(7) 略

地域政策課～人権施策推進課 略

危機管理・消防課～災害対策課 略

第16条 DX推進室においては、総務課の所掌事務のうち、前条総務課の項第14号及び第15号に掲げる事務を所掌する。

2 職員厚生室においては、人事課の所掌事務のうち、前条人事課の項第9号から第14号までに掲げる事務を所掌する。

(企画部各課の任務及び所掌事務)

第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課

企画総務課は、県勢の発展のため、総合的な将来計画の策定、重要施策の企画、調査研究及び総合調整並びに関係機関と連絡調整を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 新政策に関すること。
- (5) 特定複合観光施設の誘致に関すること。
- (6) 略
- (7) 県域を越えた広域行政に関すること。

(8)～(15) 略

文化学術課～調査統計課 略

情報政策課

情報政策課は、情報通信技術の普及による県民生活の向上及び情報通信技術を活用した行政の効率化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 略
- (2) 情報通信基盤の整備に関すること。
- (3)・(4) 略
- (5) 電子自治体の推進に関すること。
- (6) 情報システム全体最適化に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 略
- (8) コンピュータシステム（行政事務用端末等）の運用管理及び企画調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 行政用情報通信ネットワーク基盤の整備、運用管理及び企画調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (11) 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関すること（情報処理に関するものに限る。)
- (12) 略

地域政策課～人権施策推進課 略

第18条 地域プロジェクト対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第13号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健総務課～障害福祉課 略

医務課

医務課は、安全・安心な医療提供体制の構築と充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(25) 略

(26) 略

健康推進課

健康推進課は、健康対策を推進し、県民の健康保持・増進を図ることを任務とし次の事務を所掌する。

(1)～(25) 略

(26) 新型コロナワクチン接種の支援に関すること。

(27) 略

国民健康保険課・薬務課 略

(商工観光労働部各課の任務及び所掌事務)

第23条 商工観光労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工観光労働総務課

商工観光労働総務課は、商工観光労働政策の総合調整を行い、経済活力の向上及び産業の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(8) 略

(9)・(10) 略

万博推進課

万博推進課は、令和7年に開催される2025年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)への県の出展等を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置管理及び処分に関する条例(令和5年和歌山県条例第3号)の施行に関すること。

(2) 関西広域連合事務局が設置するパビリオン(国際博覧会において設けられる展示館をいう。)に関すること。

(3) 大阪・関西万博における県の出展等に関すること。

(4) 和歌山県内の機運醸成に関すること。

(5) 2025年国際博覧会和歌山推進協議会に関すること。

(6) 次代の移動のための交通手段の振興に関すること。

(7) 大阪・関西万博に係る国際交流に関すること。

(8) 大阪・関西万博における行動計画に関すること。

(9) 関係機関との連携に関すること。

(10) その他任務の達成に必要なこと。

商工振興課～観光振興課 略

観光交流課

観光交流課は、外国人観光の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)

第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、

第18条 地域プロジェクト対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第5号、第13号及び第14号に掲げる事務を所掌する。

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健総務課～障害福祉課 略

医務課

医務課は、安全・安心な医療提供体制の構築と充実を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(25) 略

(26) 新型コロナワクチン接種の支援に関すること。

(27) 略

健康推進課

健康推進課は、健康対策を推進し、県民の健康保持・増進を図ることを任務とし次の事務を所掌する。

(1)～(25) 略

(26) 略

国民健康保険課・薬務課 略

(商工観光労働部各課の任務及び所掌事務)

第23条 商工観光労働部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

商工観光労働総務課

商工観光労働総務課は、商工観光労働政策の総合調整を行い、経済活力の向上及び産業の発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(8) 略

(9) 2025年日本国際博覧会に関すること。

(10)・(11) 略

商工振興課～観光振興課 略

観光交流課

観光交流課は、外国人観光及び新観光の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

商工振興課～観光振興課 略

観光交流課

観光交流課は、外国人観光及び新観光の促進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(9) 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)

第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、

次のとおりとする。
農林水産総務課～果樹園芸課 略
畜産課
畜産課は、安全・安心で高品質な畜産物の生産振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(16) 略

(17) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(18)～(21) 略

経営支援課 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(18) 略

(19) 森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づく事業に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(20)・(21) 略

(22) 森林法（昭和26年法律第249号）の施行に係る林道その他林産物搬出施設に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

(23) 略

(24) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の施行に関すること（林道事業に限る。）。

(25)～(32) 略

森林整備課

森林整備課は、森林整備及び保全を行い、森林機能の維持向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 森林・林業基本法の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 林業種苗法（昭和45年法律第89号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(7) 略

(8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の施行に関すること（治山事業及び造林事業に限る。）。

(9) 略

(10) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）の施行に関すること（治山事業に限る。）。

(11)～(25) 略

水産振興課・資源管理課 略

（県土整備部各課の任務及び所掌事務）
第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備総務課～道路建設課 略

河川課

河川課は、河川の整備、保全及び管理を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（令和4年和歌山県条例第65号）の施行に関すること（河川法第3条第1項に規定する河川（同法第4条第1項に規定する一級河川を除き、知事の所管に属するものに限る。）に関することに限る。）。

次のとおりとする。
農林水産総務課～果樹園芸課 略
畜産課
畜産課は、安全・安心で高品質な畜産物の生産振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(16) 略

(17)～(20) 略

経営支援課 略

林業振興課

林業振興課は、森林資源の適正管理及び紀州材の需要拡大対策及び山村の生活環境整備を行い、林業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(18) 略

(19) 森林・林業基本法に基づく事業に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(20)・(21) 略

(22) 森林法の施行に係る林道その他林産物搬出施設に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

(23) 略

(24) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の施行に関すること（林道事業に限る。）。

(25)～(32) 略

森林整備課

森林整備課は、森林整備及び保全を行い、森林機能の維持向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3) 森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 林業種苗法の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(7) 略

(8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の施行に関すること（治山事業及び造林事業に限る。）。

(9) 略

(10) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の施行に関すること（治山事業に限る。）。

(11)～(25) 略

水産振興課・資源管理課 略

（県土整備部各課の任務及び所掌事務）
第27条 県土整備部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

県土整備総務課～道路建設課 略

河川課

河川課は、河川の整備、保全及び管理を行い、県土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(8)~(11) 略
砂防課・下水道課 略

都市政策課
都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(13) 略

(14) 第35回全国「みどりの愛護」のつどいに関すること。

(15)・(16) 略

建築住宅課

建築住宅課は、安全で安心な建築物の供給や良質な公営住宅の提供を行い、住みよいまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(30) 略

(31) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に関すること(同法第3条第1項に規定する畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査に係る技術基準に関する)ことに限る。

(32)・(33) 略

公共建築課 略

港湾空港振興課

港湾空港振興課は、港湾、漁港、海岸及び空港の適正な管理運営を行い、交通機能の充実及び地域経済の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(3) 略

(4) 航空法(昭和27年法律第231号)の施行に関すること(南紀白浜空港の運営に関するものに限る。)

(5) 空港法(昭和31年法律第80号)の施行に関すること(南紀白浜空港の運営に関するものに限る。)

(6) 略

(7) 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例の施行に関すること(海域(知事の所管に属しないものを除く。)に関するものに限る。)

(8)~(11) 略

港湾漁港整備課 略

(支所の設置)

第43条 略

2 略

3 東牟婁振興局健康福祉部串本支所の所掌事務は、地域福祉課にあっては第39条の規定、保健環境課にあっては第40条及び第41条の規定に準じる。

(課の設置)

第51条 建設部に次の課を置く。

区分	課名
海草振興局 建設部	総務調整課 用地課 管理保全 第一課 管理保全第二課 工務 課 街路公園課
略	

2 略

(用地課の所掌事務)

第54条 略

2 東牟婁振興局新宮建設部用地課においては、前項に規定する事務のほか、新宮道路の建設に

(7)~(10) 略
砂防課・下水道課 略

都市政策課
都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(13) 略

(14)・(15) 略

建築住宅課

建築住宅課は、安全で安心な建築物の供給や良質な公営住宅の提供を行い、住みよいまちづくりを推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(30) 略

(31)・(32) 略

公共建築課 略

港湾空港振興課

港湾空港振興課は、港湾、漁港、海岸及び空港の適正な管理運営を行い、交通機能の充実及び地域経済の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(3) 略

(4) 航空法(昭和27年法律第231号)の施行に関すること。

(5) 空港法(昭和31年法律第80号)の施行に関すること。

(6) 略

(7)~(10) 略

港湾漁港整備課 略

(支所の設置)

第43条 略

2 略

3 東牟婁振興局健康福祉部串本支所の所掌事務は、地域福祉課にあっては第39条及び第40条の規定、保健環境課にあっては第41条の規定に準じる。

(課の設置)

第51条 建設部に次の課を置く。

区分	課名
海草振興局 建設部	総務調整課 用地課 管理保全 課 工務課 街路公園課
略	

2 略

(用地課の所掌事務)

第54条 略

2 東牟婁振興局新宮建設部用地課においては、前項に規定する事務のほか、新宮紀宝道路及び

伴う地元市町との調整及び用地取得に関する事務を所掌する。

(管理保全課等の所掌事務)

第55条 管理保全課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、那賀振興局管理保全課及び伊都振興局建設部管理保全課においては、第11号及び第12号に掲げる事務をその所掌事務から除く。

- (1)～(12) 略
 - (13) 水上オートバイの規制水域の管理に関すること。
 - (14)・(15) 略
- 2 略

第55条の2 海草振興局管理保全第一課は、前条第1項第1号、第2号、第4号、第6号、第14号及び第15号に掲げる事務のほか、道路の愛護奨励に関する事務を所掌する。

2 海草振興局管理保全第二課は、前条第1項第1号から第4号まで、第7号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事務のほか、河川の愛護奨励に関する事務を所掌する。

(出張所等の設置)

第63条 略

2～4 略

5 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に用地課を置き、当該課に別表第7に掲げるグループを置く。

(出張所等の所掌事務)

第64条 略

2・3 略

4 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 近畿自動車道紀勢線(串本町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う用地取得等に係る事務に関すること。
- (4) 略

(支所の設置)

第138条 略

2 略

3 新宮保健所串本支所の所掌事務は、地域福祉課にあっては第135条、保健環境課にあっては第136条及び第137条に準じる。

(任務及び所掌事務)

第204条 和歌山下津港湾事務所は、和歌山下津港、加太港、大川港及び和歌浦漁港を整備し、良好かつ円滑な管理運営を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7) 管理区域における水上オートバイの規制水域の管理に関すること。
- (8)～(10) 略

(名称、担任意務及び所管課室)

第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担任意務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担任意務	所管課室

新宮道路の建設に伴う地元市町との調整及び用地取得に関する事務を所掌する。

(管理保全課の所掌事務)

第55条 管理保全課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、海草振興局建設部管理保全課においては第11号に掲げる事務を、那賀振興局管理保全課及び伊都振興局建設部管理保全課においては、第11号及び第12号に掲げる事務をその所掌事務から除く。

- (1)～(12) 略
 - (13)・(14) 略
- 2 略

(出張所等の設置)

第63条 略

2～4 略

5 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に用地第一課及び用地第二課を置き、当該課に別表第7に掲げるグループを置く。

(出張所等の所掌事務)

第64条 略

2・3 略

4 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 略
- (3) 近畿自動車道紀勢線(串本町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う用地取得事務に関すること。
- (4) 略

(支所の設置)

第138条 略

2 略

3 新宮保健所串本支所の所掌事務は、地域福祉課にあっては第135条並びに第136条第16号及び第19号から第21号まで、保健環境課にあっては第136条第1号から第15号まで、第17号及び第18号並びに第137条に準じる。

(任務及び所掌事務)

第204条 和歌山下津港湾事務所は、和歌山下津港、加太港、大川港及び和歌浦漁港を整備し、良好かつ円滑な管理運営を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)～(6) 略
- (7)～(9) 略

(名称、担任意務及び所管課室)

第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担任意務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担任意務	所管課室

略		
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会	略	企画総務課
略		
和歌山県立情報交流センター指定管理者選定委員会	略	デジタル社会推進課
略		
略		略
和歌山県精度管理専門委員会	略	略
略		
略		略
和歌山県小児慢性特定疾病審査会	略	
和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者選定委員会	和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務	
略		

(部長、課長等)
第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	危機管理監	略
	地域振興監	上司の命を受け、企画部のうち地域振興局の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

略		
和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会	略	企画総務課 地域プロジェクト対策室
略		
和歌山県立情報交流センター指定管理者選定委員会	略	情報政策課
略		
略		略
和歌山県精度管理専門委員会	略	
和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者選定委員会	和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務	略
略		
略		
和歌山県小児慢性特定疾病審査会	略	略
略		
略		

(部長、課長等)
第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	危機管理監	略

	略	
略	略	略
局	略	上司の命を受け、当該局（企画部企画政策局にあつては国際課を除き、環境生活部県民局にあつては食品・生活衛生課を除き、商工観光労働部商工労働政策局にあつては労働政策課を除く。）に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
略		

2 略
 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	略	略
	参事	略
	略	略
企画部	国際担当参事	上司の命を受け、国際交流に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略		
課	略	略
	政策審議員	略

	略	
略	略	略
局	略	上司の命を受け、当該局（総務部総務管理局にあつては行政改革課を除き、環境生活部県民局にあつては食品・生活衛生課を除き、商工観光労働部商工労働政策局にあつては労働政策課を除く。）に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
略		

2 略
 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本庁	略	略
	参事	略
	広域連携担当参事	上司の命を受け、広域連携に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
	略	略
総務部	行政改革担当参事	上司の命を受け、行政改革に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略		
課	略	略
	政策審議員	略
	改革推進員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。

略
略

(所長、課長等)
 第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関(振興局を除く。以下この条において同じ。)の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
地方機関	所長(校にあっては校長、場にあつては場長、園にあつては園長、文書館にあつては次長、 <u>こころの医療センター</u> にあつては院長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあつては学院長、なぎ看護学校にあつては学校長。次項の表において「所長」という。)	略
略		
出張所	略	略
<u>南紀熊野ジオパークセンター</u>	事務長	上司の命を受け、 <u>南紀熊野ジオパークセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>
略		

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
消防学校	略	略

略
略

(所長、課長等)
 第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関(振興局を除く。以下この条において同じ。)の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
地方機関	所長(校にあっては校長、場にあつては場長、園にあつては園長、文書館にあつては次長、 <u>南紀熊野ジオパークセンター</u> にあつては事務長、 <u>こころの医療センター</u> にあつては院長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあつては学院長、なぎ看護学校にあつては学校長。次項の表において「所長」という。)	略
略		
出張所	略	略
略		

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
消防学校	略	略
<u>南紀熊野ジ</u>	<u>副センター</u>	<u>上司の命を受け、</u>

略		

別表第3 (第36条関係)
振興局地域振興部総務県民課所管のかい等

- 略
- 集中物品の調達事務に関すること。

区分	所管のかい等
那賀振興局地域振興部総務県民課	紀の川市及び岩出市に所在する各かい等
伊都振興局地域振興部総務県民課	橋本市及び伊都郡に所在する各かい等
有田振興局地域振興部総務県民課	有田市及び有田郡に所在する各かい等
日高振興局地域振興部総務県民課	御坊市及び日高郡(みなべ町を除く。)に所在する各かい等
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	田辺市、日高郡のうちみなべ町及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する各かい等
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	新宮市、西牟婁郡のうちすさみ町及び東牟婁郡に所在する各かい等

別表第6 (第45条、第220条関係)
振興局農林水産振興部のグループ

区分	課名	グループ名
略	略	
那賀振興局農林水産振興部	略	
	農地課	指導グループ 整備第一グループ 整備第二グループ
略		

別表第7 (第51条、第63条、第67条、第220条関係)
振興局建設部のグループ

区分	事務所名及び課名	グループ名
海草振興局建設部	略	
	管理保全第一課	道路管理グループ 道路保全グループ 機動グループ

オパークセンター	長	南紀熊野ジオパークセンターに関する業務に従事する
略		

別表第3 (第36条関係)
振興局地域振興部総務県民課所管のかい等

- 略
- 集中物品の調達事務に関すること。

区分	所管のかい等
那賀振興局地域振興部総務県民課	紀の川市及び岩出市に所在する各かい
伊都振興局地域振興部総務県民課	橋本市及び伊都郡に所在する各かい
有田振興局地域振興部総務県民課	有田市及び有田郡に所在する各かい
日高振興局地域振興部総務県民課	御坊市及び日高郡(みなべ町を除く。)に所在する各かい
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	田辺市、日高郡のうちみなべ町及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する各かい
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	新宮市、西牟婁郡のうちすさみ町及び東牟婁郡に所在する各かい

別表第6 (第45条、第220条関係)
振興局農林水産振興部のグループ

区分	課名	グループ名
略	略	
那賀振興局農林水産振興部	略	
	農地課	指導グループ 整備グループ
略		

別表第7 (第51条、第63条、第67条、第220条関係)
振興局建設部のグループ

区分	事務所名及び課名	グループ名
海草振興局建設部	略	
	管理保全課	道路管理グループ 河川管理グループ 保全グループ 機動グループ

土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(8)・(9) 略

下水道課 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

(11) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（同法第10条第1項の規定により指定する宅地造成等工事規制区域及び同法第45条第1項の規定により指定する造成宅地防災区域に関するものに限る。）。

(12)～(17) 略

建築住宅課～港湾漁港整備課 略

土の保全及び県民の生命・財産の保護を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(6) 略

(7)・(8) 略

下水道課 略

都市政策課

都市政策課は、適切な都市計画の運用、良好な景観の形成、都市公園施設の整備等を行うことにより、県土の健全な発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

(11)～(16) 略

建築住宅課～港湾漁港整備課 略

附 則

この規則中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は同年5月26日から施行する。

告 示

和歌山県告示第391号

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第7条第5項及び第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、令和5年4月1日から実施する。

令和4年和歌山県告示第386号（職員の駐在に関する告示）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 検査・技術支援課分室の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
検査・技術支援課分室	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	1 工事の検査及び補助工事の現地調査（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内に係るものに限る。） 2 技術職員の技術力向上に関する事務 3 市町村への技術支援に関する事務

2 東牟婁振興局地域振興部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務

東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 串本古座高等学校	担当のかいの会計に関する事務
-------------	------------------	--------	--------------------------------------	----------------

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 南紀熊野ジオパークセンター 畜産試験場 水産試験場 串本古座高等学校	担当のかい等の物品調達に関する事務

3 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	
	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	田辺市の一部	

4 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

5 田辺産業技術専門学院の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県立田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町3353-9	分教室	情報システム科の職業訓練に関する事務

6 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産センター	伊都郡高野町高野山357	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び啓発に関する事務

7 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川291	中辺路試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理

8 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理

9 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	
	日高郡みなべ町東本庄141 6-7	みなべ駐在	

訓 令

和歌山県訓令第13号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び危機管理監」を「、危機管理監及び地域振興監」に、「行政改革担当参事」を「国際担当参事」に改める。

別表第1部長専決事項の欄19（2）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「現業職再任用短時間勤務職員」を「現業職定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同欄に次のように加える。

24 物品の購入等に関する次のこと。

- (1) 入札参加資格の停止の期間中である有資格業者を相手方とする新たな契約（随意契約を含む。）の締結
- (2) 入札参加資格を取り消された者を相手方とする新たな契約（随意契約を含む。）の締結（当該取消しの事由が消滅した場合を除く。）

25 役務の提供等に関する次のこと。

- (1) 入札参加資格の停止の期間中である有資格業者を相手方とする新たな契約（随意契約を含む。）の締結
- (2) 入札参加資格を取り消された者を相手方とする新たな契約（随意契約を含む。）の締結（当該取消しの事由が消滅した場合を除く。）

別表第1局長専決事項の欄38中「1,000万円」を「7,000万円」に改め、同表課長専決事項の欄12中「和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同欄12（1）中「第15条第1項」を「第75条第1項」に改め、同欄12（2）中「第21条、第31条及び第37条」を「第82条、第93条及び第101条」に改め、同欄12（3）中「第22条、第32条及び

第38条を「第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項」に改め、同欄12(5)及び(6)を削り、同欄12(4)中「第23条、第45条の8」を「第86条」に改め、同欄12(4)を同欄12(6)とし、同欄12(3)の次に次のように加える。

(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の特例(第84条、第95条及び第103条)

(5) 事案の移送(第85条第1項及び第96条第1項)

別表第1課長専決事項の欄12(7)中「第33条」を「第97条」に改め、同欄12(8)中「実施機関非識別加工情報」を「行政機関等匿名加工情報」に、「第45条の7第1項」を「第114条第1項」に改め、同欄12(9)中「実施機関非識別加工情報」を「行政機関等匿名加工情報」に、「第45条の7第2項、第3項」を「第114条第2項、第3項」に改め、同欄12(10)中「実施機関非識別加工情報」を「行政機関等匿名加工情報」に、「第45条の9」を「第115条」に改め、同欄12(11)中「実施機関非識別加工情報」を「行政機関等匿名加工情報」に、「第45条の10第1項」を「第116条第1項」に改め、同欄13中「和歌山県個人情報保護条例施行規則(平成15年和歌山県規則第90号)」を「個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)」に改め、同欄13(1)中「第2条第4項」を「第21条第3項」に改め、同欄13(2)中「第2条第5項」を「第21条第4項」に改め、同欄46中「和歌山県個人情報保護条例第40条」を「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改め、「に係る」の次に「行政不服審査法第81条第1項の機関としての」を加える。

別表第2総務部の表総務課の項課長専決事項の欄4中「和歌山県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同欄4(1)中「第15条」を「第75条」に改め、同欄4(2)中「実施機関非識別加工情報」を「行政機関等匿名加工情報」に、「第45条の4」を「第111条」に改め、同欄4(3)を削り、同欄に次のように加える。

5 和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年和歌山県条例第38号)第6条第2項に規定する個人情報の保護に関する法律の施行の状況の概要の公表に関すること。

別表第2総務部の表行政改革課の項中「行政改革課」を「行政管理課」に改め、同表人事課の項部長専決事項の欄1中「第28条の4及び第28条の5」を「第22条の4」に、「再任用職員」を「定年前再任用職員」に、「退職及び任期の更新」を「及び退職」に改め、同表管財課の項の次に次のように加える。

情報 基 盤 課	1 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関する次のこと(情報処理に関するものに限る。) (1) 入札参加資格の決定及び取消し (2) 入札参加資格の停止、解除及び警告		
-------------------	---	--	--

別表第2企画部の表情報政策課の項を削る。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例(平成30年和歌山県条例第16号)に関する次のこと。

- (1) 太陽光発電事業計画の認定(第3条第1項)
- (2) 和歌山県太陽光発電事業調査審議会への諮問(第10条第3項)
- (3) 太陽光発電事業に関する工事の停止等の命令及び公表(第14条第1項、第2項)
- (4) 太陽光発電事業計画の変更の認定(第18条第1項)
- (5) 認定太陽光発電事業実施者に対する改善命令及び公表(第22条第1項、第2項)
- (6) 太陽光発電事業計画の認定の取消し及び公表(第23条第1項、第2項、第3項)
- (7) 事業者に対する勧告、勧告に従わない者に対する命令、命令に従わない者の公表(第25条第1項、第2項、第3項)

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項課長専決事項の欄4中「(平成30年和歌山県条例第16号)」を削り、同表環境管理課の項局長専決事項の欄2(4)中「第12条の4第3項」を「第12条の3第3項」に改め、同欄2(5)中「第12条の5」を「第12条の4」に改め、同項課長専決事項の欄2(1)中「第12条の6」を

「第12条の5」に改める。

別表第2福祉保健部の表国民健康保険課の項局長専決事項の欄4を削り、同項課長専決事項の欄1(1)中「指導」の次に「及び助言」を加え、「第4条第2項」を「第4条第5項」に改め、同表薬務課の項部長専決事項の欄6(3)を同欄6(4)とし、同欄6(2)を同欄6(3)とし、同欄6(1)を同欄6(2)とし、同欄6に同欄6(1)として次のように加える。

(1) 知事監視製品及び知事指定薬物の指定及び告示(第11条、第17条)

別表第2商工観光労働部の表償還指導室の項の次に次のように加える。

万博推進課		1 和歌山県2025年日本国際博覧会基金に関すること。
-------	--	-----------------------------

別表第2農林水産部の表畜産課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

17 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の施行に関する次のこと。

- (1) 畜舎建築利用計画の認定(第3条)
- (2) 認定を受けた畜舎建築利用計画の変更(第4条)
- (3) 畜舎建築利用計画の認定の失効等(第16条)

別表第2農林水産部の表畜産課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

15 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に関する次のこと。

- (1) 認定畜舎等の仮使用の認定(第6条第2項ただし書)
- (2) 認定畜舎等の譲渡及び譲受け、合併又は分割の認可(第10条)
- (3) 報告徴収及び立入検査(第14条)
- (4) 違反した認定畜舎等に係る認定計画実施者等への措置命令等(第15条)
- (5) 工事中の認定畜舎等に対する措置(第18条)

16 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)の施行に関する次のこと。

- (1) 敷地等と道路との関係に係る認定(第48条)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄8を削り、同欄9を同欄8とし、同欄10から同欄13までを同欄9から同欄12までとし、同欄14中「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業」を「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業」に改め、同欄14を同欄13とし、同欄15から同欄26までを同欄14から同欄25までとし、同項課長専決事項の欄9中「林業信用基金相談員」を「独立行政法人農林漁業信用基金林業部門協力団体」に改め、同表森林整備課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 森林法に関する次のこと。

- (1) 林地開発の許可(第10条の2)

別表第2農林水産部の表森林整備課の項局長専決事項の欄1(1)を削り、同欄1(2)を同欄1(1)とし、同欄1(3)から同欄1(7)までを同欄1(2)から同欄1(6)までとする。

別表第2県土整備部の表用地対策課の項部長専決事項の欄1(1)を削り、同欄1(2)中「あった旨」の次に「等」を、「第11条第4項」の次に「、第19条第2項、第28条第1項及び第37条第2項」を加え、同欄1(2)を同欄1(1)とし、同欄1(3)を削り、同欄1(1)の次に次のように加える。

- (2) 裁定申請の却下(第12条第1項及び第2項、第19条第2項、第29条第1項及び第2項並びに第37条第2項)
- (3) 裁定(第13条第1項、第19条第3項、第32条第1項及び第37条第3項)
- (4) 裁定の取消し(第23条第1項)

別表第2県土整備部の表用地対策課の項局長専決事項の欄6(1)中「地域福利増進事業の準備のための特定所有者不明土地」を「特定所有者不明土地又は当該土地にある簡易建築物等その他の工作物」に改め、

同欄6 (5) 中「第36条及び第37条第4項において準用する第36条」を「第36条第1項及び第37条第4項」に改め、同欄6 (5) を同欄6 (8) とし、同欄6 (4) を削り、同欄6 (3) 中「第26条」を「第26条第1項」に改め、同欄6 (3) を同欄6 (7) とし、同欄6 (2) の次に次のように加える。

- (3) 関係市町村長への意見聴取 (第11条第2項及び第19条第2項)
- (4) 関係行政機関への意見照会 (第11条第3項及び第19条第2項)
- (5) 権利の譲渡の承認 (第22条第1項)
- (6) 原状回復命令 (第25条第1項)

別表第2県土整備部の表用地対策課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する次のこと。

- (1) 収用委員会への意見聴取 (第13条第4項、第19条第4項、第32条第4項及び第37条第4項)
- (2) 裁定手続の開始の決定等 (第30条第1項及び第37条第2項)

別表第2県土整備部の表河川課の項局長専決事項の欄1中「河川法」の次に「(昭和39年法律第167号)」を加え、「こと」を「こと。」に改め、同項課長専決事項の欄に次のように加える。

4 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例(令和4年和歌山県条例第65号)に関する次のこと(河川法第3条第1項に規定する河川(同法第4条第1項に規定する一級河川を除き、知事の所管に属するものに限る。)に関することに限る。)

- (1) 違反者に対する水上オートバイの航行の停止等の命令 (第11条)
- (2) 操船者、所有者等、事業者その他の関係者に対する報告の徴収、立入調査及び質問 (第12条第1項)
- (3) 立入調査員の任免及び証明書の交付 (第12条第2項)

別表第2県土整備部の表砂防課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

5 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に関する次のこと。

- (1) 基礎調査の結果に係る関係市町村長への通知及び公表 (第4条第2項)

別表第2県土整備部の表砂防課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

10 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと。

- (1) 基礎調査のための土地への立入り (第5条第1項)
- (2) 基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等 (第6条第1項、第3項)
- (3) 土地の立入り等に伴う損失の補償 (第8条)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 都市計画法に関する次のこと。

- (1) 都市計画区域の指定、変更又は廃止に関すること。(第5条)
- (2) 準都市計画区域の指定、変更又は廃止に関すること。(第5条の2)
- (3) 都市計画の決定、変更(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第14条で定める簡易なものを除く。)に関すること。(第18条第1項、第21条第2項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄1 (1) 中「都市計画区域に係る都市計画」を「都市計画の変更」に改め、「(昭和44年政令第158号)」及び「の決定(変更を含む。)」を削り、同欄1 (2) 中「都市計画区域について」及び「及び同意」を削り、同欄1 (3) 中「管理者協議及び都市計画法施行令第17条で定める者の協議」を「他の行政機関等との調整等」に、「第23条第6項」を「第23条」に改め、同欄1 (4) 中「10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満」を「50,000平方メートル以上」に改め、同欄3 (3) 及び同欄3 (4) を削り、同欄3 (5) を同欄3 (3) とし、同欄3 (6) を同欄3 (4) とし、同欄7に次のように加える。

- (2) 換地計画の認可 (第86条第1項)
- (3) 換地計画の変更の認可 (第97条第1項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄11 (1) 中「規約」を「規準若しくは規約」に

改め、「第7条の16第1項」の次に「、第50条の9第1項」を加え、同欄11(2)中「組合の理事長の氏名等の公告」を「審査委員の承認」に、「第28条第2項」を「第7条の19第1項、第50条の14第1項」に改め、同欄11(3)中「事業計画」の次に「若しくは事業基本方針」を加え、同欄11(4)中「変更認可」を「許可及び変更認可」に、「第72条第4項」を「第72条第1項、第4項」に改め、同欄11(5)を削り、欄11(6)を欄11(5)とする。

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄1(8)を同欄1(9)とし、同欄1(1)から同欄1(7)までを同欄1(2)から同欄1(8)までとし、同欄1に同欄1(1)として次のように加える。

- (1) 開発規模が10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の開発行為の許可又は協議(第29条、第34条の2)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄5(1)を同欄5(4)とし、同欄5に同欄5(1)から同欄5(3)までとして次のように加える。

- (1) 管理不全状態に係る建築物所有者等に対する助言又は指導(第2条の2第1項)
- (2) 管理不全状態の建築物等の調査及び建築物所有者等に対する協力依頼(第2条の2第3項)
- (3) 管理不全状態に係る建築物所有者等に対する助言又は指導に関する和歌山県景観審議会への諮問(第2条の2第4項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄6を次のように改める。

6 土地区画整理法に関する次のこと。

- (1) 滞納処分認可(第41条第4項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄11(1)中「(更新の登録に係るものに限る。)」を削り、「第23条第3項」を「第23条第1項、第3項」に改め、同欄11(4)を同欄11(5)とし、同欄11(3)を同欄11(4)とし、同欄11(2)を同欄11(3)とし、同欄11(1)の次に次のように加える。

- (2) 屋外広告業の登録拒否(第23条の4第1項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄12(1)中「第11条第1項第9号、第10号」を「第11条第1項第10号、第11号」に改め、同欄に次のように加える。

13 都市再開発法に関する次のこと。

- (1) 滞納処分認可(第41条第3項)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄18(1)を削り、同欄18(2)を同欄18(1)とし、同欄18(3)を削り、同欄18(4)を同欄18(2)とし、同欄18(5)から同欄18(8)までを同欄18(3)から同欄18(6)までとし、同欄20に次のように加える。

- (5) 不動産特定共同事業者に対する業務管理者の解任命令(第37条)
- (6) 小規模不動産特定共同事業者の登録(第41条第1項)
- (7) 小規模不動産特定共同事業者に対する指示(第51条)
- (8) 小規模不動産特定共同事業者に対する業務停止命令(第52条)
- (9) 小規模不動産特定共同事業者の登録の取消し(第53条)
- (10) 小規模不動産特定共同事業者に対する業務管理者の解任命令(第54条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄32(9)を同欄32(11)とし、同欄32(5)から同欄32(8)までを同欄32(7)から同欄32(10)までとし、同欄32に同欄32(6)として次のように加える。

- (6) 宅地建物取引士の登録(第18条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄32(4)を同欄32(5)とし、同欄32(1)から同欄32(3)までを同欄32(2)から同欄32(4)までとし、同欄32に同欄32(1)として次のように加える。

- (1) 宅地建物取引業の新規免許(第3条第1項)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

37 不動産特定共同事業法に関する次のこと。

- (1) 不動産特定共同事業の変更の許可 (第8条)
- (2) 不動産特定共同事業の変更の認可 (第9条)
- (3) 不動産特定共同事業の変更の届出 (第10条)
- (4) 不動産特定共同事業の廃業等の届出 (第11条)
- (5) 小規模不動産特定共同事業者の登録の更新 (第41条第3項)
- (6) 小規模不動産特定共同事業者の変更の登録 (第46条)
- (7) 小規模不動産特定共同事業者の変更の届出 (第47条)
- (8) 小規模不動産特定共同事業者の廃業等の届出 (第48条)

別表第2県土整備部の表港湾空港振興課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

5 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例に関する次のこと (海域 (知事の所管に属しないものを除く。)) に関することに限る。)

- (1) 違反者に対する水上オートバイの航行の停止等の命令 (第11条)
- (2) 操船者、所有者等、事業者その他の関係者に対する報告の徴収、立入調査及び質問 (第12条第1項)
- (3) 立入調査員の任免及び証明書の交付 (第12条第2項)

別表第2会計局の表総務事務集中課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

4 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。

- (1) 集中調達物品の入札事務の処理 (第6条)

別表第3情報政策課ネットワーク班長個別専決事項の表中「情報政策課」を「情報基盤課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2県土整備部の表砂防課の項部長専決事項の欄に同欄5を加える改正規定及び別表第2県土整備部の表砂防課の項課長専決事項の欄に同欄10を加える改正規定は同年5月26日から施行する。

和歌山県訓令第14号

庁中一般
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(代決) 第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。				(代決) 第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。			
区分	決裁者	代決者		区分	決裁者	代決者	
		第1順位者	第2順位者			第1順位者	第2順位者
略				略			
文書館	略	略	略	文書館	略	略	略

南紀熊野 ジオパーク センター	所長	事務長	
略			

2～5 略

別表第1 (第3条関係) 地方機関の長共通専決事項

専決者	専決事項
地方機関の長 (かい以外の地方機関の長にあっては第1項から第15項までに掲げる事項に限る。)	1～12 略 13 <u>個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号) に関する次のこと。</u> (1) <u>個人情報ファイル簿の作成 (第75条第1項)</u> (2) <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等 (第82条、第93条及び第101条)</u> (3) <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長 (第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項)</u> (4) <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の特例 (第84条、第95条及び第103条)</u> (5) <u>事案の移送 (第85条第1項及び第96条第1項)</u> (6) <u>第三者に対する意見書提出の機会の付与 (第86条)</u> (7) <u>保有個人情報の提供先への通知 (第97条)</u> (8) <u>行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査 (第114条第1項)</u> (9) <u>行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査結果の通知 (第114条第2項、第3項)</u> (10) <u>行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結 (第115条)</u> (11) <u>行政機関等匿名加工情報の作成 (第116条第1項)</u> 14 <u>個人情報保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号) に関する次のこと。</u> (1) <u>個人情報ファイル簿の修正 (第21条第3項)</u> (2) <u>個人情報ファイル簿の削除 (第21条第4項)</u> 15～25 略

別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
略	
南紀熊	略

略			

2～5 略

別表第1 (第3条関係) 地方機関の長共通専決事項

専決者	専決事項
地方機関の長 (かい以外の地方機関の長にあっては第1項から第15項までに掲げる事項に限る。)	1～12 略 13 <u>和歌山県個人情報保護条例 (平成14年和歌山県条例第66号) に関する次のこと。</u> (1) <u>個人情報ファイル簿の作成 (第15条第1項)</u> (2) <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等 (第21条、第31条及び第37条)</u> (3) <u>開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長 (第22条、第32条及び第38条)</u> (4) <u>第三者に対する意見書提出の機会の付与 (第23条、第45条の8)</u> (5) <u>開示請求の特例に係る個人情報の内容、開示の方法等の決定 (第25条)</u> (6) <u>事案の移送 (第32条の3)</u> (7) <u>保有個人情報の提供先への通知 (第33条)</u> (8) <u>実施機関非識別加工情報の提案に係る審査 (第45条の7第1項)</u> (9) <u>実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知 (第45条の7第2項、第3項)</u> (10) <u>実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結 (第45条の9)</u> (11) <u>実施機関非識別加工情報の作成 (第45条の10第1項)</u> 14 <u>和歌山県個人情報保護条例施行規則 (平成15年和歌山県規則第90号) に関する次のこと。</u> (1) <u>個人情報ファイル簿の修正 (第2条第4項)</u> (2) <u>個人情報ファイル簿の削除 (第2条第5項)</u> 15～25 略

別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
略	
南紀熊	略

野ジオパークセンター所長	
略	
和歌山県下津港湾事務所長	<p>1～31 略</p> <p>32 和歌山下津港湾事務所所掌事業における検査及び現地調査に関すること（和歌山県工事検査規程第4条に定めるものを除く。）。</p> <p>33 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（令和4年和歌山県条例第65号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 市町村長からの提案の受理及び進達（第9条第1項）</p> <p>(2) 違反者に対する水上オートバイの航行の停止等の命令（第11条）</p> <p>(3) 操船者、所有者等、事業者その他の関係者に対する報告の徴収、立入調査及び質問（第12条第1項）</p>
略	略

備考 略

別表第3（第4条関係） 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
振興局長	<p>1～22 略</p> <p>23 和歌山県服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務の特殊性その他の事由により、特例を必要とする定年前再任用短時間勤務職員及び現業職定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間等の決定（第3条の3第3項）</p> <p>24 物品の購入等に関する次のこと</p> <p>(1) 入札参加資格の停止の期間中である有資格業者を相手方とする新たな契約（随意契約を含む。）の締結</p> <p>(2) 入札参加資格を取り消された者を相手方とする新たな契約（随意契約を含む。）の締結（当該取消しの事由が消滅した場合を除く。）</p> <p>25 役務の提供等に関する次のこと</p> <p>(1) 入札参加資格の停止の期間中である有資格業者を相手方とする新たな契約（随意契約を含む。）の締結</p> <p>(2) 入札参加資格を取り消された者を相手方とする新たな契約（随意契約を含む。）の締結（当該取消しの事由が消滅した場合</p>

野ジオパークセンター事務長	
略	
和歌山県下津港湾事務所長	<p>1～31 略</p>
略	略

備考 略

別表第3（第4条関係） 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
振興局長	<p>1～22 略</p> <p>23 和歌山県服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務の特殊性その他の事由により、特例を必要とする再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間等の決定（第3条の3第3項）</p>

<p>部長</p>	<p>を除く。)</p> <p>1～17 略</p> <p>18 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の作成 (第75条第1項)</p> <p>(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等 (第82条、第93条及び第101条)</p> <p>(3) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長 (第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項)</p> <p>(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の特例 (第84条、第95条及び第103条)</p> <p>(5) 事案の移送 (第85条第1項及び第96条第1項)</p> <p>(6) 第三者に対する意見書提出の機会の付与 (第86条)</p> <p>(7) 保有個人情報の提供先への通知 (第97条)</p> <p>(8) 行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査 (第114条第1項)</p> <p>(9) 行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査結果の通知 (第114条第2項、第3項)</p> <p>(10) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結 (第115条)</p> <p>(11) 行政機関等匿名加工情報の作成 (第116条第1項)</p> <p>19 個人情報保護に関する法律施行令に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の修正 (第21条第3項)</p> <p>(2) 個人情報ファイル簿の削除 (第21条第4項)</p> <p>20～37 略</p>	<p>部長</p>	<p>1～17 略</p> <p>18 和歌山県個人情報保護条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の作成 (第15条第1項)</p> <p>(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等 (第21条、第31条及び第37条)</p> <p>(3) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長 (第22条、第32条及び第38条)</p> <p>(4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与 (第23条、第45条の8)</p> <p>(5) 開示請求の特例に係る個人情報の内容、開示の方法等の決定 (第25条)</p> <p>(6) 事案の移送 (第32条の3)</p> <p>(7) 保有個人情報の提供先への通知 (第33条)</p> <p>(8) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査 (第45条の7第1項)</p> <p>(9) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知 (第45条の7第2項、第3項)</p> <p>(10) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結 (第45条の9)</p> <p>(11) 実施機関非識別加工情報の作成 (第45条の10第1項)</p> <p>19 和歌山県個人情報保護条例施行規則に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の修正 (第2条第4項)</p> <p>(2) 個人情報ファイル簿の削除 (第2条第5項)</p> <p>20～37 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>農林水産振興部長</p>	<p>1～78 略</p> <p>79 和歌山県緑の青年支援給付金事業に係る就業状況等の報告の受理及び確認に関すること。</p> <p>80 新規林業就業準備品支援事業の補助金の交付に関すること。</p>	<p>農林水産振興部長</p>	<p>1～78 略</p>
<p>建設部長</p>	<p>1～69 略</p> <p>70 建設部所掌事業における検査及び現地調査に関すること (和歌山県工事検査規程第4条に定めるものを除く。)</p> <p>71 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 違反者に対する水上オートバイの航行の停止等の命令 (第11条)</p> <p>(2) 操船者、所有者等、事業者その他の関係者に対する報告の徴取、立入調査及び質問 (第12条)</p>	<p>建設部長</p>	<p>1～69 略</p>

	第1項)
建設部 ダム管 理事務 所長	<p>1～9 略</p> <p>10 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の作成 (第75条第1項)</p> <p>(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等 (第82条、第93条及び第101条)</p> <p>(3) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長 (第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項)</p> <p>(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の特例 (第84条、第95条及び第103条)</p> <p>(5) 事案の移送 (第85条第1項及び第96条第1項)</p> <p>(6) 第三者に対する意見書提出の機会の付与 (第86条)</p> <p>(7) 保有個人情報の提供先への通知 (第97条)</p> <p>(8) 行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査 (第114条第1項)</p> <p>(9) 行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査結果の通知 (第114条第2項、第3項)</p> <p>(10) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結 (第115条)</p> <p>(11) 行政機関等匿名加工情報の作成 (第116条第1項)</p> <p>11 個人情報保護に関する法律施行令に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の修正 (第21条第3項)</p> <p>(2) 個人情報ファイル簿の削除 (第21条第4項)</p>
	略

備考 略
(2) 略

別表第4 (第4条関係) こころの医療センターの院長、事務局長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
院長	<p>1～9 略</p> <p>10 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の作成 (第75条第1項)</p> <p>(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等 (第82条、第93条及び第101条)</p> <p>(3) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長 (第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項)</p> <p>(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の特例 (第84条、第95条及び第103条)</p>

建設部 ダム管 理事務 所長	<p>1～9 略</p> <p>10 和歌山県個人情報保護条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の作成 (第15条第1項)</p> <p>(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等 (第21条、第31条及び第37条)</p> <p>(3) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長 (第22条、第32条及び第38条)</p> <p>(4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与 (第23条、第45条の8)</p> <p>(5) 開示請求の特例に係る個人情報の内容、開示の方法等の決定 (第25条)</p> <p>(6) 保有個人情報の提供先への通知 (第33条)</p> <p>(7) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査 (第45条の7第1項)</p> <p>(8) 実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知 (第45条の7第2項、第3項)</p> <p>(9) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結 (第45条の9)</p> <p>(10) 実施機関非識別加工情報の作成 (第45条の10第1項)</p> <p>11 和歌山県個人情報保護条例施行規則に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の修正 (第2条第4項)</p> <p>(2) 個人情報ファイル簿の削除 (第2条第5項)</p>
	略

備考 略
(2) 略

別表第4 (第4条関係) こころの医療センターの院長、事務局長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
院長	<p>1～9 略</p> <p>10 和歌山県個人情報保護条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 個人情報ファイル簿の作成 (第15条第1項)</p> <p>(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等 (第21条、第31条及び第37条)</p> <p>(3) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の延長 (第22条、第32条及び第38条)</p>

<p>(5) <u>事案の移送(第85条第1項及び第96条第1項)</u></p> <p>(6) <u>第三者に対する意見書提出の機会^{の付与}(第86条)</u></p> <p>(7) <u>保有個人情報の提供先への通知(第97条)</u></p> <p>(8) <u>行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査(第114条第1項)</u></p> <p>(9) <u>行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査結果の通知(第114条第2項、第3項)</u></p> <p>(10) <u>行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結(第115条)</u></p> <p>(11) <u>行政機関等匿名加工情報の作成(第116条第1項)</u></p> <p>11 <u>個人情報保護に関する法律施行令に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>個人情報ファイル簿の修正(第21条第3項)</u></p> <p>(2) <u>個人情報ファイル簿の消除(第21条第4項)</u></p> <p>12・13 略</p>	<p>(4) <u>第三者に対する意見書提出の機会^{の付与}(第23条、第45条の8)</u></p> <p>(5) <u>開示請求の特例に係る個人情報の内容、開示の方法等の決定(第25条)</u></p> <p>(6) <u>事案の移送(第32条の3)</u></p> <p>(7) <u>保有個人情報の提供先への通知(第33条)</u></p> <p>(8) <u>実施機関非識別加工情報の提案に係る審査(第45条の7第1項)</u></p> <p>(9) <u>実施機関非識別加工情報の提案に係る審査結果の通知(第45条の7第2項、第3項)</u></p> <p>(10) <u>実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結(第45条の9)</u></p> <p>(11) <u>実施機関非識別加工情報の作成(第45条の10第1項)</u></p> <p>11 <u>和歌山県個人情報保護条例施行規則に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>個人情報ファイル簿の修正(第2条第4項)</u></p> <p>(2) <u>個人情報ファイル簿の消除(第2条第5項)</u></p> <p>12・13 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。